

平成 23 年度第 3 回 芦屋市障害福祉計画策定委員会 会議録

日 時	平成 23 年 11 月 10 日 (木) 13:30~15:30
場 所	北館 4 階 教育委員会室
出 席 者	委員長 中田 智恵海 副委員長 堺 執 委員 天津 一郎 委員 朝倉 己作 委員 木村 嘉孝 委員 島 サヨミ 委員 進藤 昌子 委員 丸谷 美也子 委員 東根 史郎 委員 福田 晶子 委員 遠藤 哲也 委員 堀 友博 委員 磯森 健二 欠席委員 須山 徹 欠席委員 加納 多恵子 事務局 余吾 康幸 川原 智夏 西川 隆士 中村 達也
事務局	障害福祉課
会議の公開	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開
傍聴者数	0 人

1 会議次第

(1) 議題

- ① 芦屋市第 3 期障害福祉計画 (中間案) について
- ② その他

2 提出資料

策定委員会レジュメ

- 資料 1 策定委員会委員名簿・策定スケジュール
- 資料 2 芦屋市第 3 期障害福祉計画 (中間案)

### 3 審議経過

(中田委員長)

本日はお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。大詰めになりました。忌憚のないご意見を伺って、より良いものにしたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

(事務局 西川)

資料2「芦屋市第3期障害福祉計画（中間案）」について説明

(中田委員長)

駆け足で説明がありましたので、もう一度説明してほしいということも併せて、ご意見やご質問をお受けしたいと思えます。

(木村委員)

重症心身について県の統計によると23年3月31日現在、芦屋市は18歳以下14名、18歳以上43名となっていますが、施設に入っておられる方の数は分かりますか。

(事務局 余吾)

計画の策定に当たりまして、県のほうから資料をもらっています。それによると、18歳以上は4人となっています。

(木村委員)

平成23年3月31日現在の県の統計資料によると、療育手帳所持者が14名と43名で57名出ています。重度の方は、家で過ごす比率が少ないはずですが。在宅の方がどれくらいいらっしゃるのか。また、身体障がいの中でも医療的ケアを必要とするような非常に重度の方は、18歳以下でも45名になっています。在宅の方と施設に入っておられる方の人数が分かる資料があれば、次回でも結構なので、教えていただきたい。

(事務局 余吾)

在宅の方については、手持ちの資料がありませんが、重心の施設に入っておられる方が、20歳以上で4名おられます。

今回、この計画では18歳を超えた方だけが対象になりますので、先ほど、事務局から療養介護に4人上がってきますという説明をしましたが、その4人というのが施設に入っておられる方の人数になります。

(木村委員)

発達障がいと認定されている方の人数は分かっていますか。

(事務局 余吾)

今回のアンケートに、療育手帳と精神の手帳をお持ちの方に対する「発達障がいの診断を受けておられますか」という設問がありますので、一定の割合は把握できますが、実際に発達障がいの方で手帳を持っておられない方もいらっしゃるのので、正確な数字は把握できておりません。

(木村委員)

53 ページ、機能訓練がゼロになっていますが、実際には福祉センターでやっておられます。

これはどういう理由ですか。

(事務局 川原)

これは障がい福祉サービスとしての訓練事業です。福祉センターで行っているものは、事業の種別としては障がい福祉サービスではなく、地域生活支援事業の中のメニューとして挙がってきております。これは施設の中で一定期間、18歳未満の方を対象に、集中的に機能訓練や生活訓練を行うサービスです。

(事務局 余吾)

補足しますが、69ページの「サービスの見込量」の表に、「生活訓練等事業」というのがあります。ここが木村委員が言われた訓練の部分になります。

(堀委員)

質問ではなく意見です。まず、教育の分野では障がいを個性としてとらえているという話でしたが、確かに個性として障がいをとらえることで、障がいに対する差別を薄れさせる効果はあると思います。しかし、もう一段深いところまで子どもたちに教えてほしいと思います。障がい者とはそもそも何かというと、生きていくに当たって数々の障がい物乗り越えていかなければ生きていけない人たちのことです。健常者というのはマラソンをやっていて、障がい者は障がい物乗り越えマラソンをやっている。そういった一段深いレベルのことまで、小中学生の段階から教えてほしいと思います。

身体・知的・精神の3障がいが一元化されましたが、平等化はされていません。3障がいの中で、精神だけが施策として遅れています。精神の中に組み込まれている発達障がいは、さらに遅れています。その発達障がいよりもさらに遅れているのが、パーソナリティ障がいです。ぜひ、平等化を実現する方向でこれから進んでほしいと考えています。

一般就労の話が盛んに出ますが、現在、この国で障がい者たちを一般就労に向かわせる方法として、一人一人をばらばらに一般社会に送り出していくというのがメインですが、それは非常に酷なことです。健常者たちの集団の中に障がい者が1人で飛び込んでいくわけですから、過激な言い方をすれば、虐待に近いと思っています。

具体的にどうすればいいのか、何が必要なのかというと、特例子会社をもっと充実させていかなければならないはずです。特例子会社とは、障がい者たち同士で何十人単位で集まって仕事をするシステムの下での一般就労の形です。一人一人が分断して一般就労するのではなく、障がい者が何十人単位でかたまって仕事をするシステムの下での一般就労というのをメインにして進めていかなければ、非常に追い詰められてしまう障がい者たちが続出するだろうと考えています。

忘れられがちですが重要なこととして、福祉、心理、医療の3分野における職員やスタッフの人たちの待遇面や給与面が非常にぞんざいな扱いをされている現状があります。障がい者側に目を当てるのは当然ですが、職員やスタッフさんたちの待遇面、給与面、労働条件等の改善向上というのも、当然、求められてくるものであると考えています。

(中田委員長)

今回の障害福祉計画の基になる、障がい福祉に関する理念みたいなものについてのご意見で

した。障がい福祉についての大切な考え方の1点を示していただいたと思います。ほかにご意見はありませんか。

(遠藤委員)

66 ページの移動支援事業についてですが、サービス見込量が将来に向かって減っている理由として、重度視覚障がいの方が外れたからということでしたが、何名くらいの方が外れたのでしょうか。実質的に、ほかの知的の方等のガイドヘルプは増えていると考えてよろしいでしょうか。

(事務局 西川)

そうです。具体的な人数は後ほど調べてお伝えします。

(遠藤委員)

69 ページの日中一時支援事業も23年度から24年度にかけて大きく減っていますが、理由は何でしょうか。

(事務局 西川)

事業を行っているところが、1カ所、建て替えを行っているので、その期間、大きく減る形になっています。そこからまた増える形にはなっています。

日中一時支援の見込量は、23年度の直近に至って急激に増加しています。その部分がまだ見込量としては反映できていないところがあります。そのため23年度よりも24年度以降が下がっているように見えますが、23年度を除いて過去の推移を見たときには、あまり変わりのない数字になります。

28 ページに日中一時支援事業の実績が載っています。21年度が19人で748回、22年度は29人で1,494回と増えてはきていますが、見込みを行った際には、23年度の実績が9月までのものではなく7月末のものだったので、その2カ月分の利用の誤差が生じてしまっていますので、修正して見込み直す必要があると思っています。

(中田委員長)

いずれにしても、この数字が正確なものではないということですね。

(事務局 余吾)

現在出している見込量に関しては、23年度の直近の状況を十分に反映できていなかったというところがありますので、見直ししたいと思います。

(朝倉委員)

指定管理に際して、選定条件の中に障がい者に対する考え方、具体的には仕事をどれくらい与えてくれるのか、そういうことを入れてほしいと以前から言っています。参考項目にするとのことでしたが、もう1歩突っ込んで行うことはできないのでしょうか。

(事務局 余吾)

所管課が行政経営課になりますが、昨年辺りに参考項目ではなく加点項目として入れてもらいました。

ただ、そのお話をさせていただいたときも、いろいろな項目があって障がいの部分だけを取り上げて新たにどうこうするのは難しいと言われていました。

指定管理の話とはずれてしまいますが、市で直接雇用するという話もあろうかと思えますし、そのほかに市が委託している業務もたくさんあります。庁舎の清掃を市の管財課が委託に出していますが、そこでも見積りを出すための条件として、障がいのある人の雇用を入れてもらいました。それによって1名ですが、実際に雇用につながっております。

指定管理だけをとらえて、ここで入れますとは即答できませんが、そういう形では広げていきたいと思っております。

(中田委員長)

そういう思いは、計画のどの部分に入りますか。

(事務局 余吾)

清掃ということでは、例えば福祉センターのところになってきます。79ページです。福祉センターの館内清掃も委託している部分がありますので、それを広げていくというのも入っています。

(磯森委員)

優先発注は既に行っているのですが、この計画の中で新規の項目として挙げるのはどうかと感じます。契約のほうでもそういう取り組みをしてもらっていますので、徐々に雇用の部分や物品の発注の際にも、福祉のほうからお願いをして条件を付けるような形を心掛けるようにしています。

(朝倉委員)

成年後見が2件出ていますが、市のほうで見たのは申請の費用ですか。

(事務局 余吾)

成年後見の申し立てをする手続きの費用です。親族で申し立てをされた方は把握できませんので、この2件は市長申し立ての件数になります。

(朝倉委員)

高齢の認知症の方ではなく、障がい者で2件ということですか。

(事務局 余吾)

そうです。

(東根委員)

45ページの福祉施設入所者の地域生活移行について、目標としては15人ですが、15人出たけれども、15人入ってきたら入所者の削減数はゼロになるということですか。

(事務局 西川)

施設入所者の削減数については、15人出られて15人入られたらゼロです。

(東根委員)

施設入所の希望者は増えてきているのに、どうやって達成するのですか。

(事務局 西川)

23年度から24年度は、確実に新体系に移行するため施設入所者数は急激に上がっています。24年度から26年度にかけては、大体3人ずつくらい増えていくと見込んでいます。それ以上に退所者を募っていくという形になります。

(東根委員)

入所希望者よりも地域生活移行の方を多くするためのバックアップとして、どのようなことを計画しているのですか。

(事務局 西川)

そのためのバックアップが、基本的には76ページ「生活の場の確保」ということで、地域移行におけるグループホーム、ケアホームの開設補助という形で、家賃助成や市営住宅の活用等になります。

(東根委員)

考え方は分かりますが、現実としては非常に厳しいと思います。

(朝倉委員)

今日、宝塚で育成会の地域の会がありました。宝塚の施設では、学齢期の子どもたちが毎年20人退所します。もう満杯だそうです。どうしたらいいのか行政と頭を抱えているそうです。

(遠藤委員)

76ページの市営住宅の活用等には大変期待したいと思いますが、現時点で、具体的なものはあるのでしょうか。

(事務局 余吾)

古い市営住宅を順次立て替えていくという計画を住宅課のほうで立てており、直近では、3カ所予定されています。2カ所が翠ヶ丘にある市営住宅で、もう1カ所は朝日ヶ丘にある市営住宅です。戸数的には翠ヶ丘が20戸と25戸と小さいタイプですので、こちらでは検討するのが難しいと言われていますが、朝日ヶ丘では59戸という比較的大きな市営住宅があります。

計画がずれる可能性はありますが、今のところ平成26年度くらいに設計に入るのではないかとされています。設計に入る前の段階、24年度から、建て替えの検討委員会が立ち上がると思っていますので、その中でケアホームについても話を進めていきたいと考えています。まだ可能性を検討しますという話ですが、その中で話をしていきたいと考えています。

(島委員)

76ページ、グループホームの家賃補助が国の補助によって、2万円から2万5,000円に上がったということですが、その内訳を教えてください。

(事務局 西川)

市と県で1万円ずつだったものが、国が1万円、市と県で合わせて1万5,000円という形になります。市と県は7,500円ずつになります。

(島委員)

市と県が、これまで通り1万円ずつ出してくれたら助かります。

(事務局 西川)

対象が広がっています。以前は市民税非課税の方だけが対象でしたが、今回、国の補助も入るようになって、生活保護の方プラス市民税非課税の方ということになっております。

(島委員)

前回の会議で、心的障がいにおいては親亡き後が始まっていると言いましたが、そのことが

第3期の計画に盛られていないような不安があります。第2期計画の進捗状況の点検・評価についての資料の4ページ、入院中の精神障がい者の地域生活への移行の項の点検・評価について、病院からの報告として発表されているものとして、28名の目標値に対して8人というのが必ずしも8人ではないという含みがあるように仰られました。

「しかしながら、障がい者相談支援事業への病院からの地域移行の相談は増加傾向にあり、来年度から始まる地域相談支援を活用して、地域移行に取り組む必要があります」とありますが、私はこれでは納得できませんと発言しました。

それで、今回の第3期計画の目標値を見て驚きました。国が出した指針によって、第3期計画においては数値目標を出さないと言われたら、障害福祉計画の策定委員会としてどうしますか。

(事務局 西川)

第2期計画までは、本市の計画でも定めておりました。しかしこの数値については、18年6月に県が一斉に県中の精神障がい者で入院されている方の中で、その時点で退院可能な方の数を調べて、兵庫県全体の数値を出してリストアップしています。芦屋市民の方が何人おられるかさえわかっていません。ですのでこの28人は兵庫県全体の数値を芦屋市の人口で割って出している数値です。また、ここでカウントできる人数はその兵庫県全体のリストの中から退院した人について、芦屋市が何人出ましたという年に1回の県の発表でしか把握できないものでした。

そのため、18年の6月以降に入院されたり、調査時点では退院できない状態であったけれども後に退院できる状態になった方は、退院したとしてもその数には含まれていません。あくまでも、18年6月の名簿に載っている人の数が減ったらカウントできるということであり、その数は市では全く把握できません。

県で把握している人数、さらに、今から行われる調査によってもう一度洗い出しをして、県で目標数値を決めなさいというのが国の方針です。この数値自体はもともと不明瞭なもので、実際の数を表しているとは言い難いものですので、今回、市の計画には載せないことになりました。

(島委員)

第2期計画の点検・評価にある「地域移行に取り組む必要があります」というのは、第3期計画にはどのように具現化の文章が載っているのですか。

(事務局 西川)

サービスの目標数値としては、61ページの「地域移行支援」というところで、サービスの見込量として5人ずつ3年という形で15名、さらに62ページでは「地域定着支援」として、見込量が5人ずつ3年で15名となります。

見込量の確保の方策としては、定員の拡大が見込まれておりますが、障がいのある人の地域生活の移行が進むに従い、地域生活に向けた訓練の場または生活の場として、これまで以上にニーズの増加が予測されるということになりますので、定員拡大及び新規参入意向のある事業所が、円滑にサービス提供を開始できるように施策を行っていきます。

(島委員)

5人ずつというのは、心的障がいの方ということですね。

(事務局 西川)

全て心的障がいということではなく、地域移行ということですので施設入所者も含まれます。

(島委員)

それでは、先ほどの説明では納得できないです。

(事務局 余吾)

地域移行の方を計画期間中に15名という説明をしましたが、それは施設や病院からの地域移行を15名と見込んでおりますので、3年間で単純に5人ずつに分けているということです。

評価の部分で、「地域相談支援を活用して」という部分を具体的に書いているのは77ページです。拡充ということで、障がい者相談支援事業所による地域移行支援に取り組んでいくことによって進めていきたいというような書き方をしています。

指標の問題ですが、市の計画では定めないということになってはいますが、県のほうでは2つ定めることになってはいます。その数字については、単純に退院可能な精神障がい者の方というのではなく、指標が2つ設定される予定になっております。1つは、1年未満の入院者の平均退院率を平成20年度時点よりも、3年間で7%相当増加させること。もう1つは、県が新たに調査する5年以上かつ65歳以上の退院者数を、直近の状況の数値よりも20%増加させるということです。この2つは、おそらく現時点では、県の障害福祉計画で定めるという方向になっています。

(堀委員)

言葉を濁さずに言いますが、これは、ケアホームやグループホームの問題のみではなく、あらゆる問題について言えることですが、ケアホームの問題に限定してお話したとしても、平成25年までに芦屋市にケアホームを1軒設立しますと76ページに明言して書いてしまえば、芦屋市としてそれを実行しますと公約して書けば、拍手喝采が巻き起こるでしょう。

実際、数々の方面から、もう切羽詰まっている、もう待てない、画に描いた餅ではなく本物の餅を提供してほしいという声が聞こえてきているわけですから、もう芦屋市として明言してはどうですか。それができないのはなぜですか。

(中田委員長)

とても単純な答だと思いますが、お金がないからではないでしょうか。

(事務局 余吾)

今、精神の部分でおっしゃっていると思いますが、誤解のないように申し上げます。

ケアホームが全くないわけではありません。市内には、「みどりホーム」(定員15人)、ケアホーム「燈」(定員10人)の2つがあります。ただ、母体の事業所さんが知的障がいの関係なので、精神障がいの手帳をお持ちの方の受け入れが少ないというのは事実です。

ケアホームをつくるということを計画に書けばいいと言われましたが、本来、ケアホーム自体を建設するということは、市ではなく事業者さんであると考えております。そのバックアップはできる限り行わなければならないということで、一定市営住宅の提供について、今回、新



規事業として挙げさせていただいています。

精神の事業者としては、芦屋では「メンタルサポートセンター」がありますが、後発になりますので、知的の部分よりも遅れていると思います。「メンタルサポートセンター」にも直接、何とかならないかというお話はさせてもらいましたが、今のところ考えておられないということでした。

空いている県営住宅の利用について、県が募集していることもありますので、市外の精神関係の事業所に声を掛けています。まだ計画に盛り込める段階ではありませんが、感觸的には悪くないと思っています。

(島委員)

芦屋市内に、心的障がいケアホームがないわけではないと言われました。実際に「みどりホーム」の方と、かなりの時間、ホームについて話しております。そのときに、「心的障がいの方が、みどりホームを利用することについてはどう思うのか」と聞いたら、「難しいと思う」という返事がありました。

確かに、3障がい一元化で障がい種別で分けてはいけない、ケアホームも入所施設も分けてはいけないというのが、一時期、かなり声高に言われていましたが、やはり母体をなすところが取り組んでいる障がいというのは、それぞれ消し難くあるわけです。それをもって、「心的障がいケアホームが芦屋市にないことはない」と言われると納得できません。

(事務局 余吾)

先ほどは、ケアホームが芦屋にないということでしたので、知的の事業所を母体にしたケアホームは2つありますとお話しました。心的障がいの方をメインにしているところは、明らかにないと申し上げたつもりです。

(東根委員)

バックが知的障がいメインのケアホームをやっていますが、精神障がいの方も確実に2名いらっしゃいます。家族会としては、精神の人のケアホームは必要であると考えられます。具体的に進んでいる計画はあるのですか。

(島委員)

親亡き後、あるいは親が入院したあと、市外に出た人が5名を超えています。土地やお金がどうだという段階のものはありません。家族会がやらなければいけないという声もあるのですが、それは無理です。

(東根委員)

今は、困っているということを訴えても、なかなか現実的にはならないので、家族会で具体的にこのメンバーがこの場所で一緒に暮らしたい、こういう建物がほしいと、自分たちはここまで頑張れるから行政にバックアップしてほしいというように言わないと、会話がずっとかみ合わないと思います。

(島委員)

私たちにできることは、声を上げることであると言っています。市に対しても、市の対策を示してほしいということで要望を挙げました。家族会は声はいくらでも出しますが、具現化す

る力はないです。具現化はやはり仕事としてやる人がするのではないのでしょうか。

(東根委員)

それはどこですか。

(島委員)

事業所では。

(堺副委員長)

いやそれはどうかと思います。国のほうでは 55 人体制で推進会議をやっていました。骨格が提言されて、法制化するために厚労省にバトンタッチしました。この会議はそのミニチュアの芦屋版です。割合、当事者の団体が多い。それは推進会議と同じです。したがって、ここで理想論を掲げないといけないのです。

市にお願いしたいのは、言葉のキャッチボールではなく、もう少し真意で話し合いませんかということです。親亡き後のことについても、アンケートを出す前から親御さんの平均年齢は分かっているわけです。アンケートの前に市の行政は情報を持っているはずで、優先順位の問題として、この策定会議では何を指したいとか目指しますと言ってほしい。そうしないと夢がないし何も希望がない。

76 ページにケアホームをつくりますよと書いたら、少しでも夢が持てると言われたが実際にはできない。言葉遊びになっている。「新規事業所の開設を支援します」というのは、どう支援するのか。また、「家賃の助成額を引き上げて」とあるが、市の助成額だけを見れば実際には引き下げです。

例えば、芦屋の基金が底をついているのか、少しは上向いているのかをコンセンサスを得るために数字を出して、それで優先順位としては、ここがこうなったら友愛基金も復活する道筋で進みますと言ってくれれば安心できます。金額では約束できなくても、方向性としては安心できるのではないですか。

努力しますということを書いてもらうのが策定委員会ではないですか。ここはもっと夢のある骨子の提言に持っていくくらいでなければコンセンサスは得られません。

(堀委員)

東根委員が言われるような具体論も、もちろん正当性があると思いますが、一方で「私たち家族会は、もう何十年も頑張り続けてきて疲れ果てております」という声も聞こえてきます。

(木村委員)

72 ページに、障がい者ケアマネジメントの推進とありますが、これは基幹相談支援センターとかありますが、市がやるのですか。

(事務局 西川)

これは市が行うというのではなく、まず、障がい者ケアマネジメントの推進というのは、今回の計画で言いますと 61 ページの「計画相談支援」の部分になります。これは障がいサービスということになりますので、個別給付ということで各事業所が行うことになります。

今まで 1 件とあるのは、身寄りもなく自分で計画を立てるのが難しい方だったのですが、そのほかの方については、市のほうでマネジメントしていました。それが、市で計画を見る前に、

相談支援のほうで先に計画を立てて、その人の意見を聞いて市のほうに持ってきて判断するというようになります。それがケアマネジメントの推進ということになります。

(木村委員)

自立支援法の欠陥はケアマネジメントだと思っていましたので、ケアマネジャーがいないからなかなかきちんとできていない。これをつくっていただいて各施設がケアマネジャー的なものをきちんと設置して、そこで相談を受けて支援計画をつくられて、それが市に上がってくると理解したらよろしいのですか。

(事務局 西川)

全ての施設がこのような代行ができるというわけではなく、こちらで指定させていただくことになります。指定を受けた事業所がやっていくことになります。

(木村委員)

基幹相談支援センターは、具体的に福祉センターにつくられるのですか。

(事務局 西川)

「センター」とは書いていますが、今のイメージとしては相談支援事業所の総括、スーパービジョン、事業所の円滑なネットワークづくりを図るような人を、基幹型の相談支援ということで置かせていただくということを考えています。

(堺副委員長)

国は「総合相談」と言っていた時代がありました。それが消えて、名前が変わって「基幹相談支援」になったもので、芦屋市も遅れてはいけないということでここに入れただけです。誰がお金をだすとかいうことは、全然決まっていません。

(木村委員)

もし、実行されたら窓口が非常に混乱すると思います。見込量も増えているので人材の確保が大変であろうと思いますが、具体的にどのように人材を確保していくか大変な作業であると思います。

(堺副委員長)

自立支援協議会の大きな役割の1つは、相談支援者の問題の課題をどう解決するかということです。したがって、将来、どのくらい単価が減るのか増えるのかが全く分からないので、大事なことは、政権が変わっても相談支援というのは大事な位置付けになっています。市のほうも、それなりの気持ちの用意をしてもらわないといけない。

(朝倉委員)

数字が分かれば教えてほしいのですが、障がい者の中で、年金を受けている人の知的、精神、身体の内訳はどうなっていますか。

(事務局 西川)

年金については、こちらのほうに申請するという制度ではありませんので分かりません。

(朝倉委員)

3障がいの中で、生活保護を受けている人はどれくらいですか。

(事務局 余吾)

介護給付サービスを受けておられる方は年に一度所得を申請していただいていますので、どなたが生活保護を受けているか数を把握できますが、使っていない人で障がい手帳を持っている人について調べる事は個人情報保護のために庁内間でも情報の共有は困難です。

(朝倉委員)

困窮する可能性がある人がどれくらいなのかという数字を知っておかないと、適切な手当てができないのではないですか。

(事務局 西川)

そこは、個人情報保護の問題がどうしても出てきます。手帳を受けたとしても、生活保護を受けていることを知られたくない方はたくさんおられます。

(朝倉委員)

年金をもらっていない人の数値から類推するとか、何かの形でやれないのでしょうか。

(堺副委員長)

行政に対して訴えていかなければ、何もしてもらえないと誤解されていると思います。こういう質問が出るということは、きちんと考えてくれているということを見せないからだと思います。仕方がないことは仕方がないと言ってもらって、努力しますと言われれば、ある程度みんな汗を流そうかということになります。それが推進会議です。攻防になってしまっはいけません。

(島委員)

そう思います。どうガードされるか、これは要望活動においてもそうです。いかに断るかということが回答書です。

(中田委員長)

そろそろ時間ですが、何か最後にありましたらお願いします。

(事務局 西川)

先ほど、遠藤委員から移動支援について、減った人数についてご質問がありましたが、現在、重症の視覚の方 14 名が移動されています。23 年度はあくまでも見込みでまだ増えるところを加味していますので、これよりも少ない人数から 14 名減っておりまして、そこからまた増えている形になります。

(事務局 川原)

補足ですが、障がい福祉は皆が協力して、全てにわたって努力していかなければ前に進まないと思います。役割分担の中で、行政の役割、事業所の方にやっていただくこと、家族会や団体の方等、それぞれがやれることをやって初めて前に進むと考えています。

(堺副委員長)

この3年間はこれまでと違って、お金がないところに持ってきて障害者総合福祉法の実行が25年8月、それから地域主権改革法が実施されるという、まさに国の責任を地方に押し付けてきている3年間です。だから役割分担一つにしても、気持ちを一つにしてやるという場を持つ

ていないといけない。本当に行政にも頑張ってもらわないといけないと思います。

(堀委員)

これは僕にしか言うことができない発言だと思いますが、僕は発達障がいと躁鬱病で神経症です。責任感は強いのでこの場において積極的に活発に発言しておりますが、実態は10年も前から今に至るまで、何度も自殺未遂を繰り返しております。

(中田委員長)

攻防というよりも、協働に向かってお互いに努力をしていきましょう。私は行財政改革審議会にも出ていますが、そこは本当にお金を削ることばかり考えています。職員の給与がまず第一にカットされていくので、皆さん方の働きを見ていながら、まだカットの話が出てくるのかと思えるくらいです。

芦屋市のできることを、それから私たち当事者ができることを、お互いに合わせて良い施策ができればと考えています。活発なご議論をいただき、本当にありがとうございました。あとは委員長、副委員長預かりでお願いしたいと思います。

(島委員)

議事録が2カ月後とかになると記憶も薄れてしまいますので、もう少し早くほしいです。

(事務局 西川)

前回の策定委員会で防災の一時避難について、民間マンションとの協定書はどうなっていますかという意見がありました。防災安全課に再度確認して資料をつくりましたので配布いたします。民間マンションの協定書をそのまま出すと文書公開ということになってしまいますので、そうならない形で皆さんがお知りになりたい情報を載せています。

場所についても示しておりますので、これについてご意見やご質問があれば防災安全課に直接お電話いただきたいと思います。今後、このような協定マンションを増やしていきたいと考えているということです。

次回は、1月下旬の開催を予定しています。

閉会